

滋賀県町村会表彰規程

昭和 48 年 9 月 11 日制定

昭和 60 年 3 月 28 日一部改正

平成 19 年 4 月 1 日一部改正

(目的)

第 1 条 本会は、永年町自治発展に貢献された労苦に対し感謝表彰するとともに、一層、住民の範となり住民福祉の向上に寄与されることを目的として表彰するものである。

(表彰基準)

第 2 条 前条の規定により、次の各号の一に該当するものを表彰する。

- (1) 町長として 8 年以上在職した者
- (2) 副町長として 10 年以上在職した者
- (3) 町職員として 25 年以上在職した者
- (4) 一部事務組合等の職員として 25 年以上在職した者
- (5) 系統町村会職員として 25 年以上在職した者

(在職期間の計算等)

第 3 条 在職期間は、10 月 1 日をもって計算の基準とする。

- 2 在職期間は月を単位として計算することとし、1 月未満の端日数を生じたときはこれを 1 月とする。
- 3 在職期間には、休職期間及び育児休業期間を含めないものとする。ただし、公務傷病による休職期間はこの限りではない。

(被表彰者の推せん)

第 4 条 町長、一部事務組合等管理者および系統町村会長は、第 2 条に規定する表彰基準に該当するものを、自治功労者推せん調査(別記様式第 1 号)により被表彰者を推せんし、本会宛報告するものとする。

(被表彰者の決定および表彰)

第 5 条 被表彰者の決定は、本会町長連絡会議の審議を経て会長がこれを決定し、本会定期総会において表彰するものとする。

- 2 表彰は、表彰状を用い記念品を贈呈する。

(その他)

第 6 条 この規程の施行に関し必要な事項は、本会町長連絡会議の議決を経て会長がこれを定める。

付 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 昭和 44 年 2 月 14 日制定の滋賀県町村会表彰規程は、廃止する。

- 3 旧規程により表彰を受けたものを除く。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
(施行後の経過措置)
- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正後の滋賀県町村会表彰規程(以下「新規程」という。) 第 2 条第 3 号および第 4 号に規程する職員として在職する者で、昭和 59 年 10 月 1 日現在の在職期間 (以下「59 年時在職期間」という。) が 16 年以上 20 年未満である者に係る新規程第 2 条の規程の適用については、同条第 3 号および第 4 号中「25 年」とあるのは、59 年時在職期間が、19 年である者にあつては「21 年 6 月」と、18 年である者にあつては「22 年 6 月」と、17 年である者にあつては「23 年 6 月」と、16 年である者にあつては「24 年 6 月」とする。
(再表彰の禁止)
- 3 改正前の滋賀県町村会表彰規程第 2 条第 3 号および第 4 号の規程により表彰を受けた者にあつては、再度表彰は行なわないものとする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程の適用に際し、副町長の在職期間の計算については、副町長の在職期間に改正前の滋賀県町村会表彰規程 (以下「旧規程」という。) 第 2 条第 2 号の助役の在職期間を通算する。
- 3 この規程の施行の際、現に在職する収入役については、その任期中に限りなお従前の例による。